

● 事例 ●

短期大学を拠点とした長期的自立支援の取組 ～児童養護施設出身者への卒業後支援を含めて～

野中弘敏

(山梨学院短期大学 保育科 准教授)

山梨学院短期大学は、「智と情と勇気をそなえ、実践を貴んで、社会に貢献する人間を育成する」という教育理念のもと、食物栄養科（栄養士・フードクリエイティブの二コース）・保育科及び専攻科（保育専攻）からなる地方の私立短期大学である。

本学では四〇年来、児童養護施設に入所する児童に高等教育を受ける機会を提供し、資格取得等、自らの将来に希望を持てるよう支援することにより、教育的支援と福祉的支援の一体化を強く願ってきた。その取組は本学「自立援助奨学金制度」へと結実した一方で、在学中のみの支援の限界、職場再適応指導や生活保障の充実、学生のプライバシー保持への配慮等の課題も生じた。

以下に紹介する「山梨学院短期大学長期的自立支援制度・学生支援ポリシー」（以下「学生支援ポリシー」）は、児童養護施設出身者に対する、本学入学前から卒業後の自立に至る長期的支援を目的として、①入学前支援、②経済的支援、③卒業後の継続支援を実施するものである。なおこの取組は、文部科学省より平成一九年度「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援G.P）」に選定された。

（一）長期的自立支援「学生支援ポリシー」の趣旨・目的

昭和四〇年代初頭、本学学生が児童養護施設での実習で出会ったある児童から「保育さんになりたい」という夢を

打ち明けられた。国民全体としても十分豊かとは言えなかった経済的状况に加え、家庭の養育機能が崩壊した中を生き延びた経験を持ついわゆる「施設の子」が高等教育を受ける、ということが現在以上に想像し難かった当時、そのことに問題意識を持った学生と教職員が一体となって、その子のような境遇にある子どもに就学の機会を与えたい、と募金活動を始めた。やがてその願いは、昭和五五年（一九八〇年）、入学金・授業料等の免除を認める本学「給費生」制度の導入へつながり、さらに平成六年（一九九四年）には「自立援助奨学金制度」として整備された。

この奨学金制度は、児童養護施設等の入所者で保護者等から学費の支援が受けられない状況にあるが、向学心が強く本学への進学を切望する者に対し、将来の自立の道を確保するために、自立援助奨学入試の合格者に修学費用を支給援助するものである。毎年度各学科二名を対象に予算化し、志望者のない年度はその予算を三号基本金として積み立てている。「施設実習」担当教員が各児童養護施設の指導員と連携しつつ対象者の応募を促したこともあり、平成一八年度までにこの奨学金の支給対象となった学生は一〇名に及んだ。

一方で、対象学生が真に社会的自立をなす支援とするた

めの課題も見出されてきた。例えば、

（一）卒業後も視野に入れた支援の必要が感じられても、従来の制度では在学中の支援に限られ、その後の支援は教員の個人的な努力に頼らざるを得なかった側面があった。

（二）自立援助奨学生には、経済的困難に加え、生活費の管理など基本的な生活習慣に困難の見られる事例が多かった。

（三）出身を斟酌されて就職が困難であったり、仮に就業できても離職してしまうということが繰り返されるなどの困難が見られ、従来の就職指導や卒業後のフォローアップに加え、ケースワーク的関与によるキャリア形成の機会を保障する体制が必要とされた。

（四）在学中の修学および学生生活支援においても、自立援助奨学生に対しては特に配慮を要する場面が多々見られた。例えば、科内教職員の了解という条件が整えば可能となる配慮の方策があっても、対象学生の出身がみだりに明らかになることの恐れも生じ、それらの相克が有効な支援の円滑化を妨げる場合も見られた。このことから、当該学生のプライバシーに対する守秘を保障しつつ、彼らに有益な支援のありかたを慎重に検討した上で実施

される必要が感じられた。

児童養護施設に育った青少年は、本人の意思に関わらず、保護者の不在や虐待などにより環境的な不遇の状態におかれ、自己否定的感情や他者への不信感とあきらめ、誰にも向けることのできない鬱屈した感情や怒り、それを適切に表現する人間関係形成能力や社会生活を不利益なく送るための基本的生活習慣を獲得する機会の不足などから、心理・社会的な自立が阻まれている場合が多い。さらに最低限の経済的後盾や身分保証がないために、例えば「アルバイトでの自活」を願ったとしても、「保証人がおらず賃貸契約できない」「必要最低限の家財道具も購入が困難」「身元不確か」として就職を断られる「何とかアルバイトを見つけて生活費を工面しても家賃まで手が回らない」「施設退所より成人までの間、身元保証人が不在となるため健康保険に加入できず、軽微な事故・病気で即生活破綻の危機に陥る」など、幾重もの障害が立ちはだかる。そのような彼らが「将来への希望を持つ」ということすら自らを窮地に追いこむ危険な思いとして封印せねばならなくなることは想像に難くない。しかし、経済的・社会的・心理的な切迫のリスクが極めて高い中にあってもなお、自らこの不遇から脱却して人生を切り拓きたい、と望んでやま

ない青少年がいる。本学はそれにどう応えられるか。

これらの経緯から本学では、児童養護施設出身の児童に対する、入学前から卒業後の自立に至るまでの長期的かつ一貫した支援システムの構築とその実施を目的として、「学生支援ポラーノ」を策定した。

(二) 「学生支援ポラーノ」の内容

宮澤賢治の童話『ポラーノの広場』は、自由に生きられない境遇にあった若者たちが、生活の苦勞を共にしながら幸福を追求する姿を描いた作品である。取組の命名には、かの若者たちのごとく、学生が自らの幸せを求める力を蓄えてほしい、との願いがこめられている。

① 入学前の支援

施設との継続的連携により、本取組の周知と入学希望者の掘り起こしを図る。また、入学希望者に対して、生活習慣・金銭管理を含めた自己管理、および専門的職業に就くことへのキャリアイメージ形成のための事前指導を行う。

② 在学中の支援

既存の「自立援助奨学金」による経済的支援に加え、修学支援の面では、従来行われてきた残部テキストの支給とともに、支援の趣旨・内容を充分理解する教職員が支援担

当者となり、支援対象となる学生（以下「自立支援学生」）の守秘に配慮しつつ、修学・学生生活上の諸問題に対応している。同時に、「施設実習」担当や「ゼミ」担当の教員など各部署・教職員と連携して、自立支援学生の情報の集約と個別指導の主な担い手となる。また支援担当者は、自立支援学生が日常的に気がねなく種々の相談ができるよう応じ（心理的支援）、学生指導担当教員と協働して、住居確保の援助や衣食住・金銭管理・地域生活適応への目配りなど基本的な生活支援の担い手ともなる。さらに就職指導担当教員が中心となって、自立支援学生へのきめ細やかな進路指導とともに、地域の就職先に対する理解の浸透と確保を図っている（就職支援）。

③卒業後の支援

在学中の支援の延長線上で、卒業した自立支援学生が社会的自立を成すまでの中間段階として、引きつづき居住環境に関する卒業後経済的支援を行う。卒業就職支援では、就業に関する相談、就職に関する手続き等に関するケースワーク、および職場適応への指導を実施するとともに、離職した場合の再就職支援などフォローアップを図る。支援担当者が引きつづき卒業心理的支援・生活支援の担い手となる。これら卒業生への支援は、社会的自立への障壁が高

く、長期的な支援が不可欠となる自立支援学生及び卒業生が一定の自立を果たすまでの時期を勘案して、三〇歳までを適用の目安としている。

(三) 取組の改善・評価

この取組が真に実効的なものであったかどうかの評価は、自立支援学生が卒業後に経済的・社会的・心理的自立を果たした、という結果の有無に尽きると考えている。具体的には、支援終了時における対象者の就業状況や生活基盤の確立などが自立達成の指標となるであろう。

(四) 取組実施の経過

平成一九年度の「学生支援GP」選定後、取組の目的と必要性、支援内容を明文化するとともに、本法人に対し「長期的自立支援に関する規程」（以下「規程」）の制定を要請し、学内における法的根拠を確立した（一二月）。

平成二〇年四〜九月、支援担当者の配置とともに、「自立支援会議」を中心とした学内組織の設計と各部署への周知を行った。また、自立支援学生を対象とした居住環境を確保するとともに、児童養護施設への取組の周知と入学希望者の掘り起こしを行った。さらに、すでに在学中の自立

援助奨学生への修学・就職・心理・基本的生活の諸支援を開始した。

平成二〇年一〇月〜平成二一年三月、在学中の自立援助奨学生の希望に応じて、住居への入居および緊急時の諸経費の貸与を開始した。一月には「規程」に基づき筆記（一般教養）及び面接からなる初の「自立支援入試」を行い、二名が合格を果たした。一方、卒業見込の自立援助奨学生に対して、就職や卒業支援の継続を含めた卒業後の生活について、授業の合間や支援担当者による居所訪問の折にふれ相談を重ねた。

平成二二年度、「規程」に基づく初の自立支援学生二名が入学し、「学生支援ポラーノ」による支援が本格的に始動した。前年度と同様に、在学中の自立援助奨学生への就職支援・卒業後の生活と支援方針の検討、卒業支援中の卒業生に関する今後の生活方針の検討がつづけられた。

平成二二年度にも新入学の自立支援学生一名を迎えた。筆者も本稿執筆中の現在（平成二二年一月）、「規程」に基づく初の卒業生となる自立支援学生たちが、教室の最前列で講義を受ける姿、専門職（保育士）就職に向けて活動する姿、また生活費捻出のためのアルバイト先で闘達に配慮する姿に日々ふれている。

（五）今後の展望

児童養護施設出身者への偏見がまだに残る世情から、「学生支援ポラーノ」の取組を学内でみだりに喧伝することとは対象学生の不利益を招く可能性がある、ということに細心の配慮をしながら進める必要がある。そのため従来の学生支援の取組に比べると教職員や他の学生に対する守秘性が高まることは否めない。しかしそれでもいくつかの点で、従来の学生支援との相乗効果を期待している。

一つは、「学生支援ポラーノ」の就職支援の中で、本学と外部児童養護施設との相互理解が深められ、この領域の福祉施設に就職を希望する一般学生に道が開かれる可能性が期待される。また、「自立支援学生」が学生生活を送る際のリスクの高さに対しては、特に青年期的な発達上の危機が先鋭化した形で問題化する場合もみられることから、「学生支援ポラーノ」に複数の教職員がチームで携わることににより、学生生活支援へのノウハウが蓄積され、対象学生以外の学生たちへも有効に還元できるだろう。さらに、社会の求める「協同的に生きる」力を欠いている、と見なされてきた青少年に、その力を培う機会を提供しようとする性質上、この取組は「協同的に生きる」という社会的二

ーズに直接応えることをも目指している。

幼少時の困難から、基本的な生活習慣の習得や、社会の一員としての効力感と自尊感情を持ちがたく、さらには将来への展望を持つことすらあきらめてしまう青少年は、なお存在している。その厳しい現実を正面から見据え、困難の中から彼らが経済的・社会的・精神的な自立をめざして変容していく「あたりまえ」の幸福追求の道を、人生の転換点となり得る青年期を通じて支えることの必要性は論を待たないだろう。見方をかえれば、高等教育機関が彼らに門戸を開くことが、社会で希望を持ちながら彼らが自己実現を図るための一助となるならば、稀有な人生を歩んできた者だからこそ担える社会的役割を果たすべく活躍できる人材の育つ場として生かされるかもしれない。それが、四〇年にわたる本学独自の取組で得た数々の経験・反省点から生まれた「学生支援ポラーノ」のピリーフとなっている。

この取組が、以上述べた教育的関与の必要性への認識を社会の中で掘り起こしつづけ、たとえ少数ではあれ一〇年後、二〇年後も着実に実績を重ね、多様な学生に対する高等教育の機会保障という「ユニバーサル・アクセス」実現

のためのモデルに成長できたら、と念じている。